

藤沢市市民活動推進条例の一部改正について  
藤沢市市民活動推進条例の一部を次のように改正する。

2024年（令和6年）9月2日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市市民活動推進条例の一部を改正する条例

藤沢市市民活動推進条例（平成13年藤沢市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表1 特定施設の表会議室Aの項中「150円」を「200円」に、同表会議室Bの項中「140円」を「180円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市市民活動推進条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の特定施設の使用に係る利用料金について適用し、同日前の特定施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の藤沢市市民活動推進条例別表に規定する利用料金の徴収の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

この条例を提出したのは、市民活動支援施設の利用料金について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額を改定する必要がある。